

# 第37回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年3月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年3月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	欠席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第8号 農地移動適正化あっせんの申出について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

## 第37回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年3月24日 午後 1時29分

- |       |  |         |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |         |
| 日程第 2 | 会期の決定について                                    |         |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について                           | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて                        | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について                              | (議案第1号) |
| 日程第 6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について              | (議案第2号) |
| 日程第 7 | 農地法第3条の規定による許可申請について                         | (議案第3号) |
| 日程第 8 | 農地法第5条の規定による許可申請について                         | (議案第4号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について   | (議案第6号) |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について  | (議案第7号) |
| 日程第12 | 農地移動適正化あっせんの申出について                           | (議案第8号) |

### 第37回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和4年3月24日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	2件
2	報告第2号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	2件
3	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1件
4	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	9件
5	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	5件
6	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	会長	決定	1件
7	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	12件
8	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	68件
9	議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	7件
10	議案第8号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3件

### 第37回北斗市農業委員会総会

(午後 1時29分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも、皆さんお疲れさまでございます。</p> <p>総会も今日で最後になります。山田委員さん、椛澤委員さんのお2人は、次期は退任するという事で非常に寂しく思います。長い間、御苦労様でございました。御礼を申し上げます。</p> <p>今、農業資材が、肥料、ビニールなど色んなものが高くなっております。そんな中で、経営を圧迫するような年でございます。野菜の単価が上がらないということで、本州方面の大きい農家さんたちは嘆いております。北海道も、そのあおりを受けるのではなかろうかと心配しております。また、米のほうもコロナの影響で大分、去年の在庫米があるということで、それもまた経営の圧迫になるような状況下にあります。</p> <p>多く水田を借りている人は、今までの小作料を下げしてほしいというような話が聞かれます。今年1年は現状を見まして、何もかにも下がるようであれば、賃借料なども変わってくるかもしれません。そんなことで、農業情勢は厳しい状態の中にある、真ただ中という感じがします。</p> <p>清川地区においてはトマトの定植の準備に入りまして、灯油が高くなっているということで、辞めるわけにもいかない、やはり高くても灯油を使わなくてはならないということで、例年どおりのトマトを作付けするというような話を聞いております。水田のほうも、これからどんどん忙しくなると思いますし、一般の野菜の方々も忙しくなると思います。</p> <p>そんなことで、いい話は聞かれませんが、最後の第37回の総会でございます。</p> <p>本日は、報告2件、議案8件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>5番時田委員より欠席の届出がありました。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号11番笠原勝幸委員、議席番号12番山田長政委員の両</p>

	<p>名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、新函館北斗駅より南側、白川第一会館より東側などの農地でございます。番号2につきましては、函館大谷短期大学附属大野幼稚園より南側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より北側の農地で、令和3年4月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。番号2につきましては、特別養護老人ホーム清華園より西側及び北側の農地で、令和3年7月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。</p> <p>なお、これらの案件につきましては、この後の議案第5号（所有権移転の決定）において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議 長</p>	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、笠原勝幸委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>笠原委員</p>	<p>事務局2名と岡村、吉田委員、計5名で調査してまいりました。</p> <p>もうすでに市営住宅が建っておりまして、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号9までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>



議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号1、番号3及び番号5の案件につきましては、この後の議案第6号（賃貸借の決定）において、番号2、番号4及び番号9の案件につきましては、議案第5号（所有権移転の決定）において、番号7の案件につきましては、議案第4号（農地法第5条の規定による許可申請）において、番号8の案件につきましては、議案第3号（農地法第3条の規定による許可申請）において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、大郷寺より東側の農地で、相続により農地を取得したものの耕作・管理ができないため、農業経営している弟に贈与するものでございます。番号2につきましては、先月総会において一時転用許可申請がありました三ツ石地区の営農型太陽光発電設備でございますが、この発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、民法の規定により地上権の権利についても農地法第3条第1項の許可が必要であることから許可申請書が提出されたものでございます。番号3につきましては、グランポレール北海道北斗ヴィンヤードより南側の農地で、貸し付けている農地を娘さんに贈与するものでございます。番号4につきましては、千代田郵便局より北側などの農地で、所有する農地を息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。番号5につきましては、障害者支援施設ふじの学園より西側の農地でございまして、これまでは所有する農地</p>

	<p>を息子さんに使用貸借しておりましたが、このたび息子さんの子どもが経営を継承することとなったことから、先ほどの議案第2号で合意解約した農地についてお孫さんと使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、先ほどの議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました農地ですが、現在使用している農機具等の置き場が手狭になったことから農業用倉庫を建設したい旨、許可申請書が提出されたものでございます。</p> <p>なお、提出された関係書類で倉庫及び通路の配置計画を確認いたしました。必要最低限の転用面積となっているものと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号12までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。
	<p>番号1につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より北側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、文月拓友会館より西側の農地でございます。令和元年5月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号3につきましては、議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありましたJR北海道新函館変電所より東側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号4につきましては、千代田郵便局より北東側の農地でございます。平成30年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、中野会館より西側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号6につきましては、特別養護老人ホーム清華園より北西側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号7につきましては、議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました特別養護老人ホーム清華園より西側などの農地でございます。これまで貸し付けていた法人の代表を務める方へ売買するものでございます。番号8につきましては、特別養護老人ホーム清華園より西側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号9につきましては、議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました新函館北斗駅より北側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号10につきましては、北海道放送函館ラジオ送信所より西側の農地でございます。平成30年1月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号11につきましては、大野監督員詰所より東側の農地でございます。平成29年4月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号12につきましては、野崎霊園より東側の農地でございます。令和元年7月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10 議 長	日程第10 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。
	番号1から番号66までを一括上程いたします。

<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、新函館北斗駅より南東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号2につきましては、議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号3につきましては、茂辺地漁港より南西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4から番号8までの案件につきましては、北海道新幹線渡島当別トンネルより北西側の農地でございます。いずれの案件につきましても労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号9につきましては、函館大谷短期大学附属大野幼稚園より北東側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号10につきましては、介護老人保健施設いなほより南西側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号11につきましては、添山会館より南西側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号12につきましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より南側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号13につきましては、文月地藏堂より南東側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号14につきましては、議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました、市営住宅市渡中央団地より北側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号15につきましては、議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました、文月会館より南側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号16につきましては、山の神社より南東側の農地でございます。この案件につきましては農地中間管理事業を活用するもので、公益財団法人北海道農業公社が借り受けたのち番号17の担い手の方へ貸し付けるものでございます。この北海道農業公社による農地の借入れ・転貸につきましては、市町村の集積計画及び配分計画の審議を経たのち、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づいた知事認可・転貸まで約2カ月間を要していましたが、令和元年の法改正により市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みとなったことから、このような形での上程となったもので、借入れから転貸までの手続期間が短縮されたことにより農地中間管理事業が使いやすくなっているものでございます。番号18につきましては、三好会館より南西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでござ</p>
------------------------	--

	<p>います。番号19につきましては、ケアハウスそよかぜより北西側の農地でございます、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。なお、番号20から番号66までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>3 番落合委員。</p>
落合委員	<p>説明を聞いていると、借主によって随分と料金安く借りている人がいるんだけど、この事情というのはほぼわからないけど、ちょっと差がありすぎるような気がするんだけど、気のせいだろうか。</p>
事務局長	<p>例えば、どの方でしょうか。</p>
議長	<p>落合委員</p>
落合委員	<p>例えば、番号3・4・5・6・7・8。</p>
議長	<p>事務局佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>落合委員さんの質問にお答えいたします。</p> <p>今おっしゃられました、番号3から番号8までの案件に関しましては、<b>地区名</b>ということになりますが、このあたり一帯、畑・田んぼ、どちらも大体このぐらいの相場でこの近辺は貸し借りが行われているという実例がありまして、それに則って借主の方も大体似たような単価設定を行っているというふうになっております。</p>
議長	<p>落合委員。</p>
落合委員	<p>地域によって、そういう平均した金額だということなの。</p>
議長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p><b>地区名</b>につきましては、改良区の賦課金が設定されていない地域ですので、ほかの地域と比べますと五千円くらい単価が低い状況にあります。この方は、昨年度から色々と借り受けしている方ですけれども、<b>地区名</b>を中心に小麦を栽培したいということで経営規模のほうをちょっとずつ拡大しているという状況となっております。</p>
議長	<p>落合委員。</p>
落合委員	<p>この人の借りている所、現況調査で見てきたりしてたんだけど、遊休農地が減るといことは大変ありがたい話なんだけど、何か特別安く借りているのかなと思ってちょっと質問してみました。</p>

議 長	事務局佐藤主任。
佐藤主任	すみません、補足させていただきます。 今、局長のほうから説明がありましたけれども、このあたりの農地、実は長年と言いますか、しばらく管理されていなかった農地として、現状使えるような状態に戻すのに色々と労力、時間的にかかるということになっておりまして、それでこの農地を1年目は耕作できないからということで、無償で使用貸借と言いますか、無償で借りさせてもらっておりまして、2年目以降はこの単価でしっかりと営農できる状態までもっていくということを伺ってございました。 以上です。
議 長	よろしいですか。
落合委員	はい、大丈夫です。わかりました。
議 長	13番椛澤委員。
椛澤委員	逆の質問で、62番、63番と66番。あと1件あったんですけど、ちょっと高いのかと、1万6千円と1万5千円。あくまでも、本人同士のやり取りなので文句のつけようがないんですけど、何か特別な理由、ないのであればいいんですけど、何か高い理由がありますでしょうか。
議 長	事務局長。
事務局長	椛澤委員さんの御質問にお答えいたします。 特別理由等は聞いていなかったのですが、継続ということで、例えば62番の方であれば、前回も5年間の契約年数を設けて賃貸しているのですが、その時も同じ単価でやっているものですから、貸主と借主ともにこの単価でいいということで、若干高いのですが合意を受けて契約したという状況でございます。 以上でございます。
議 長	椛澤委員。
椛澤委員	本人同士がいいのであれば、それでいいです。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号67及び番号68の案件につきましては、7番山本正人委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。  (山本委員 退席)
議 長	それでは、番号67及び番号68を一括上程いたします。

	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号67につきましては、JR北海道新函館変電所より北西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。番号68につきましては、中野会館より西側の農地で、引き続き3年の期間を設定し賃貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(山本委員 復席)
日程第11	
議 長	日程第11 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。 番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1につきましては、函館新幹線総合車両所より北西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ使用貸借するものでございます。 なお、番号2から番号6までの案件につきましては、継続で引き続き使用貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

議 長	<p>澤田職務代理と議長を交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
澤田職務代理	<p>次の番号7の案件につきましては、14番和田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(和田委員 退席)</p>
澤田職務代理	<p>それでは、番号7を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
澤田職務代理	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、細入会館より北東側の農地で、引き続き3年間の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
澤田職務代理	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
澤田職務代理	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(和田委員 復席)</p>
澤田職務代理	<p>和田会長と議長を交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
日程第12 議 長	<p>日程第12 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号4番落合修委員、議席番号13番椛澤健一委員、補助委員として高橋俊博推進委員を。番号2及び</p>



番号3につきましては、議席番号11番笠原勝幸委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。  
あつせん委員に指名された方は、よろしく願います。

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。  
これをもちまして、第37回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労様でございました。

(午後 2時36分 閉会)

会長(議長) 和田勝雄

署名委員 笠原勝幸

〃 山田長政